

○岡山県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成19年3月28日  
広域連合議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び公印保管者は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、岡山県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の例による。

附 則

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	公印保管者
岡山県後期高齢者 医療広域連合議会 之印	方 2 1	岡山県後期 高齢者医療 広域連合 議会之印	議会名をもってする とき。	書記長
岡山県後期高齢者 医療広域連合議会 議長之印	方 2 1	岡山県後期 高齢者医療 広域連合議会 議長之印	議長名をもってする とき。	書記長
岡山県後期高齢者 医療広域連合議会 副議長之印	方 2 1	岡山県後期 高齢者医療 広域連合議会 副議長之印	副議長名をもってする とき。	書記長